

**建築基準法の一部を改正する法律について**  
**-木造建築関連基準の見直し、合理的な建築基準制度の構築、  
実効性の高い建築基準制度の構築-**

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務であるとして、建築基準法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 4 日に公布されました。

この法律では、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化などに対応するための措置が盛り込まれています。

これらは段階的に施行される予定であり、一部を除き、関連する政令等も公布されていないため、今後の詳細に関しては国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

## ○主な改正の内容

改正された主な項目は以下のとおりです。

### (1) 構造計算適合性判定制度の見直し【法第6条第5項、(新)法第6条の2第3項、(新)法第6条の3第1項】

#### 1) 構造計算適合性判定の手続の変更

- ① 建築主は、確認の申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準等に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、都道府県知事等の構造計算適合性判定を受けなければならない。
- ② 指定確認検査機関等は、申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から適合判定通知書等の提出を受けた場合に限り確認をすることができる。

#### 2) 構造計算適合性判定の対象の見直し

建築物の計画が特定構造計算基準等(確認審査が比較的容易にできるものに限る。)に適合するかどうかについて、一定の要件を満たす者が審査を行う場合には、都道府県知事等の構造計算適合性判定を受けなくてもよい。

### (2) 指定確認検査機関による仮使用認定制度の創設【法第7条の6第1項】

指定確認検査機関等が、一定の基準に適合していることを認めたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

### (3) 定期調査・検査報告制度の強化【法第12条第1項から第4項、(新)法第12条の2、(新)第12条の3】

- ① 安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物等を一律に定期調査等及び報告の義務の対象とし、当該調査等は、一定の資格者証の交付を受けている者等にさせなければならない。
- ② 定期検査等及び報告の義務の対象に特殊建築物等の防火設備を加える。

(4) 特定行政庁による建築物の調査権限の強化【法第12条第5項、(新)法第12条第6項及び第7項】

- ① 特定行政庁等による報告徴収の対象に、建築材料等を製造した者及び建築物に関する調査をした者を加える。
- ② 特定行政庁等は、必要な限度において、建築主等に対し、物件の提出を求めることができる。
- ③ 建築主事等による立入検査等の対象に、上記①の者の事業場を加える。

(5) 国土交通大臣による建築物の調査権限の創設【(新)法第15条の2】

国土交通大臣は、法第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築主等に対し、報告等を求め、又はその職員に、建築物等への立入検査等をさせることができる。

(6) 木造建築関連基準の見直し【法第21条第2項及び法第27条第1項】

- ① 延べ面積が3,000㎡を超える所定の木造建築物等について、一定の防火設備等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内としたものは、法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合しなくてもよい。
- ② 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされていた一定の特殊建築物(3階建ての学校等)については、その主要構造部及び一定の外壁の開口部に一定の防火措置を講ずればよい。

(7) 特殊の構造方法又は建築材料【(新)法第38条】

法第2章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物について、国土交通大臣がその構造方法等がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。

(8) 容積率制限の合理化【法第52条第3項及び第6項、(新)令第135条の16ほか】

容積率の算定に当たり、以下の部分の床面積は、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

- ① 建築物の地階で、老人ホーム、福祉ホーム等の用途に供する部分(上限は、当該用途に供する部分の床面積の合計の1/3)
- ② 政令で定める昇降機(エレベーター)の昇降路の部分

(9) 階段に係る規制の合理化【(新)令第23条第4項、(新)平26国交告第709号】

利用者が安全に昇降できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、階段の寸法に係る規定等を適用しないこととし、国土交通大臣が定めた構造方法として、小学校における児童用の階段で、所定のを定める。

(10) その他

## ○主な改正の施行日

- (8) ②、(9)については、平成26年7月1日
- (1)、(2)、(4)～(7)、(8) ①については、公布の日から1年以内
- (3)については、公布の日から2年以内

以上